

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第48号 説 明 資 料

令和8年8月28日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～5

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備及び引用条項の整理を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備

ア 特定再生可能エネルギー発電設備について

特定再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光発電設備と風力発電設備は出力による区分から対象設備を特定した上で特例割合が変更され、バイオマス発電設備は、出力10,000kW以上が除外されました。また、適用期間は3年延長されたため、関連規定を変更します。

対象資産		地方税法上に規定する特例割合	条例で定める 特例割合
太陽光発電	ペロブスカイト太陽電池設備のみ	1/2参酌(1/3～2/3の範囲)	1/3
風力発電	洋上風力発電設備（海洋）	3/5参酌(1/2～7/10の範囲)	1/2
	洋上風力発電設備（港湾）	2/3参酌(1/2～5/6の範囲)	1/2
	陸上風力発電設備（一部）		
バイオマス発電	10,000kW以上20,000kW未満（下記以外）	除外	
	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質等）	除外	

イ バリアフリー改修が行われた特別特定建築物について

対象建築物を特別特定建築物全般とする等の見直しが行われ、わがまち特例の対象項目として追加されたことから、関連規定を追加します。

対象建築物	地方税法上に規定する特例割合	条例で定める 特例割合
建物の一部を建築物移動等円滑化基準に適合させる バリアフリー改修が行われた特別特定建築物全般	1/3参酌(1/6～1/2の範囲)	1/3

※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（劇場、音楽堂、百貨店など）

(2) 引用条項の整理

地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行います。

(3) 施行日

公布の日から施行します。

【わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）について】

地方税法に規定する固定資産税の特例措置のうち、法律が定める一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し特例割合（軽減割合）を条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正により導入された制度のこと。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 省略 第1章～第5章 省略 附 則 第1条～第5条の3 省略 (固定資産税の課税標準の特例) 第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) 省略 (3) 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (4) 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (5) 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (6) 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (7) 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (8) 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (9) 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (10) 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7	目次 省略 第1章～第5章 省略 附 則 第1条～第5条の3 省略 (固定資産税の課税標準の特例) 第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) 省略 (3) 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (4) 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (5) 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (6) 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (7) 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>14分の11</u> (8) 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>12分の7</u> (9) 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>12分の7</u> (10) 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (11) 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (12) 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> (13) 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u>

改正案	現行
(固定資産税の減額に関する特例) 第7条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合 3分の1</u> (耐震基準適合住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 省略 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 省略 第9条～第17条 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の大磯町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	(固定資産税の減額に関する特例) 第7条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) 省略 (耐震基準適合住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 省略 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) 省略 第9条～第17条 省略

改正案	現行
3 <u>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u> 4 <u>平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u>	